

○指定講習機関の指定等に関する事務取扱規程

(平成2年8月15日公委規程第2号)

[沿革] 平成3年10月公委規程第7号、6年3月第1号、17年3月第1号、28年3月第3号、31年4月第3号、令和3年1月第1号改正

(目的)

第1条 この規程は、奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「講習機関規則」という。）第1条の規定に基づき、指定講習機関の指定を行う場合における事務の取扱い手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の申請)

第2条 講習機関規則第2条第1項に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(指定の手続き)

第3条 公安委員会は、法第108条の4第1項及び講習機関規則第1条の規定に基づき、指定講習機関を指定する場合は、別記様式第2号の指定書を交付して行うものとする。

(指定の公示)

第4条 公安委員会は、講習機関規則第3条の規定に基づく公示を行う場合は、別記様式第3号によるものとする。

(名称等の変更の届出等)

第5条 講習機関規則第4条第1項又は第3項に規定する届出は、別記様式第4号によるものとする。

(適合命令等)

第6条 公安委員会は、法第108条の8第1項又は第2項の規定に基づく命令を書面により行う場合は、別記様式第5号によるものとする。

(運転習熟指導に係る審査合格証)

第7条 講習機関規則第7条第5号に規定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者については、公安委員会が別記様式第6号の審査合格証を交付するものとする。

(講習業務規程の認可申請書等)

第8条 講習機関規則第9条第1項に規定する講習業務規程の認可に係る申請書は別記様式第7号のとおりとし、同条第2項に規定する講習業務規程の変更の認可に係る申請書は別記様式第8号のとおりとする。

(講習の休廃止の許可申請書)

第9条 講習機関規則第14条第1項に規定する特定講習の全部又は一部の休止又は廃止の許可に係る申請書は、別記様式第9号のとおりとする。

(公示の方法)

第10条 講習機関規則第3条、第4条第2項、第14条第2項及び第15条の規定により公安委員会が行う公示は、奈良県公報に登載して行うものとする。

(講習受講者指名に係る通知)

第11条 講習機関規則第17条の規定に基づく特定講習指導員に対する講習受講者を指名したときは、別記様式第10号の現任運転習熟指導員研修受講者指名通知書により通知するものとする。

附 則

この規程は、平成2年9月1日から施行する。

附 則 (平成3年10月29日公委規程第7号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成3年10月29日から施行する。

附 則 (平成6年3月29日公委規程第1号)

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規程による改正前の指定講習機関の指定等に関する事務取扱規程に規定する様式による書面については、当分の間、改正後の指定講習機関の指定等に関する事務取扱規程に規定する様式による書面とみなす。

附 則 (平成17年3月31日公委規程第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日公委規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日公委規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の規程により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和3年1月22日公委規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 1 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

指定講習機関指定申請書	
年 月 日	
奈良県公安委員会 殿	
申請者 住所 氏名	
指定講習機関を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特定講習の種別	
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添付書類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類の欄には、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する書類名を記載すること。

別記様式第 2 号（第 3 条関係）

奈良県公安委員会指令第 号

所在地

名 称

年 月 日付け申請の指定講習機関に係る指定については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次に掲げる特定講習を行う特定講習機関として指定します。

特定講習の種別 _____

年 月 日

奈良県公安委員会 印

別記様式第3号（第4条関係）

奈良県公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

年 月 日

奈良県公安委員会

委員長 氏 名

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称

(2) 住所

(3) 代表者の氏名

2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地

(1) 事務所の名称

(2) 事務所の所在地

3 特定講習の種別

4 指定を行った年月日

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

名 称

代表者

公示事項等の変更の届出について

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条
第1項
第3項 の規定による公示事項等の変更の届出をします。

記

1 変更する事項（書類の内容）

2 変更後の事項（書類の内容）

奈良県公安委員会達第 号

所在地

名 称

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の8 第1項
第2項 の規定により、
次の措置をとることを命ずる。

措 置	
--------------------------	--

年 月 日

奈良県公安委員会 

（教示事項）

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
 - この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

奈良県公安委員会指令第 号

運転習熟指導員審査合格証

年 月 日

住 所

殿

奈良県公安委員会 印

上記の者は、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規

則第 1 号）第 7 条第 5 号に規定する奈良県公安委員会が行う 普通免許
二輪免許 に
原付免許

係る運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であ

ることを証する。

講習業務規定認可申請書

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

住所

申請者

氏名

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 9 条の規定による講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可

をしようとする者の

名称及び住所並びに

代表者の氏名

（備考） 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

住所

申請者

氏名

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 9 条
第 2 項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

講習業務規程の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変 更 年 月 日	
変 更 の 理 由	

（備考） 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

講習の休廃止の許可申請書

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

住所

申請者

氏名

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第14条の規定による特定講習の

一部	の	休止
全部		廃止

 の認可を申請します。

上記許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
休止し、又は廃止しよとする特定講習の種別	
同 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
上記申請の理由	

（備考） 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

第 号

年 月 日

殿

奈良県公安委員会

現任運転習熟指導員研修受講者指名通知書

指定講習機関に関する規則第17条の規定に基づき、 年度分に係る現任運転習熟指導員研修課程別受講者の指名を下記のとおり行ったので通知します。

記

指 名 数	名			
研 修 過 程	人 員	受 講 者 名	研 修 日 数	研 修 期 間
二 輪	名		日間	月 日～ 月 日
			日間	月 日～ 月 日
			日間	月 日～ 月 日

四輪	名		日間 日間 日間	月 日～月 日 月 日～月 日 月 日～月 日
二輪・四輪 (兼任)	名		日間 日間 日間	月 日～月 日 月 日～月 日 月 日～月 日
備考 安全運転中央研修所の入所手続き等 (1) 入所の申込み 自動車安全センター当県事務所 (2) 申込み期日 指名された研修日程のおおむね30日前までに行うこと。 (3) その他 研修内容の概要等については、自動車安全センター当県事務所から連絡が行われる。				